

## 第 27 回 津山市都市計画審議会議事録 要旨

開催日時	平成 29 年 10 月 18 日（水） 10：00～10：40
開催場所	津山市役所 2F 第 1 委員会室
出席者	委員：11 名（在任委員数 14 名） 市職員：11 名
傍聴者	0 名
審議事項	第 1 号議案 津山広域都市計画道路の変更について（公開）
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開会挨拶</li> <li>(2) 出席者紹介</li> <li>(3) 会長挨拶</li> </ol> </li> <li>2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議事録署名人の指名</li> <li>(2) 公開・非公開の採決</li> <li>(3) 第 1 号議案 津山広域都市計画道路の変更について</li> </ol> </li> <li>3. その他</li> <li>4. 閉会</li> </ol>

### 【審議内容】 第 1 号議案 津山広域都市計画道路の変更について

会 長	第 1 号議案「津山広域都市計画道路の変更について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第 1 号議案 津山広域都市計画道路の変更について、説明をさせていただきます。付議文を朗読させていただきます。</p> <p>（付議文朗読）</p> <p>内容の説明に先立ちまして、都市計画道路新錦橋押入線の説明をさせていただきます。</p> <p>参考資料の総括図をご覧ください。</p> <p>都市計画道路における総括図になります。</p>

事務局

都市計画道路新錦橋押入線は、本市の市街地を東西に横断する重要な幹線街路であり、都市交通の著しい増加に対応するため、昭和40年に都市計画決定されました。図面で旗上げをしています。起点側は吉井川の新錦橋から押入地区の国道53号に接続するまでの間約1.2kmで、幅員は代表幅員22mの4車線道路です。その後、昭和56年に市街地西部を南北に縦断する都市計画道路新国道53号線が本路線と交差する計画で都市計画決定されたことに伴い、都市計画の変更を行ったことで現在の計画となっています。

本路線の整備は、昭和40年の都市計画決定後から開始され、昭和60年には起点付近の院庄インター南の交差点からちょうど鶴山通りのあたりまで約5km。昭和63年には中国道付近から終点の国道53号付近までの約4kmについてバイパス区間の供用が開始されています。平成8年には残る鶴山通りから中国道付近までの約2kmの供用が開始され、新錦橋からの起点側の一部が概成済区間となっていますが、その部分を除いて都市計画決定に従い整備が完了しています。

一方、本市では、人口減少や少子化等に伴う、園児数の大幅な減少や施設の老朽化等に対応するため、平成27年5月に「津山市立教育・保育施設再構築計画」をとりまとめ、幼児教育水準の確保など、望ましい集団教育の確保を図ることとしています。

参考資料の新旧対照図をご覧ください。

図面中央の青い線が国道179号で、図面中央の二宮幼稚園と書いていますが、この幼稚園は再構築計画に基づき他の幼稚園と統合し、隣の公民館と合わせて現在の位置に再整備する計画です。しかし、現在の敷地のみでは必要面積が不足することから、道路管理者の県と調整を行い、道路区域の変更を行ったうえで道路敷地の払い下げを受け、道路法面を撤去することで敷地の拡張を行い、幼稚園を整備することになりました。

具体的に申し上げますと、図面の右側に四角で囲っているのが横断面図で、西から東に見た図面となっています。横断面図の右側の黄色の部分が、歩道の際から擁壁を立てて造成することによって、必要な用地を生み出すという状況です。

今回の都市計画の変更は、黄色で着色している道路敷地の払い下げにより、私権に制限をかける区域が新たに生じる区域。いわゆる道路敷地ではなくなったが、都市計画道路のラインだけが残るという状況。及び今回の幼稚園整備にあたり再測量した結果、津山バイパスの高架橋の右側において私権に制限が残っている区域について変更を行うものです。

変更内容はこのような箇所の区域を約220mにわたり削除するものです。

黄色で色塗りをした部分が削除する区域です。

最後に、本審議会に先立ち実施しました、都市計画原案の縦覧と公聴会について結果を報告いたします。

都市計画原案の縦覧は、平成29年8月1日から8月15日までの期間で実施しました。縦覧者は1名で、公述申立はありませんでした。従いまして、8月25日に予定しておりました公聴会は開催しておりません。

事務局	<p>また、この案件は国道であることから県が決定権者ですので、県から、変更案に対する津山市の意見を求める意見照会が平成29年9月15日付で来ております。今回のご審議の結果を踏まえまして、市長から回答を行う予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>ただ今、第1号議案「津山広域都市計画道路の変更について」、事務局より説明が有りました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問等があれば、ご発言をお願いします。</p>
委員	<p>新旧対照図では、歩道、側溝があり現況ではいくらかの平坦地があり法面上に敷地があるが、変更計画では歩道の側溝の際からすぐにL型擁壁が設置されるとなっているが、これをするとは一般的にはかなり圧迫感が出てくると思います。</p> <p>子どもたちが通学で自転車に乗って行く時に、歩道のそばに擁壁が来ると、側溝より離れて通るようになる。圧迫感を押さえるために、擁壁を控える等、検討はしなかったのですか。この辺りの意見は、専門的に考えた時には無かったですか。</p>
事務局	<p>圧迫感に関する意見はありました。しかし、整備の必要面積等を勘案した結果、ぎりぎりまで追い込むということで、道路管理者と幼稚園整備の担当部局が協議し、やむを得ずこのような計画になったと聞いています。</p>
会長	<p>歩道からすぐに擁壁が立ち上がって法面等が無いことに対する、A委員が言われた圧迫感。これは当局としても検討はしたということによろしいですね。</p>
事務局	<p>担当部局においても、圧迫感の懸念があり、勾配を付けた擁壁やセットバック等の検討をしましたが、必要面積が確保できなくなるため、直壁での計画としたものです。</p>
委員	<p>道路管理者の岡山県として意見を申し上げます。図面の黄色着色部分から左側3m50cmが自転車歩行者道の幅員です。通常では、ガードレール等設置幅50cmがあり、残りの幅員が3mになります。道路構造令では、自転車歩行者道は3mの幅員があればよいということですので、道路管理者としては最低限の基準は満たされていると判断し、都市計画決定上及び道路計画上は問題無いと考えます。</p> <p>ただ、今言われたように広いほうが理想的であることは確かで、圧迫感については、後は造成者側でこれから開発許可等に当たり配慮もされるものかと思いません。</p>
会長	<p>今の説明でいけば、通常、歩道は2mで自転車歩行者道は3mあればいいとい</p>

会 長	<p>うことで、ここは3.5mの幅員があるので必要十分条件はきちんと満たしているという判断です。</p> <p>委員よろしいですか。</p>
委 員	<p>基準を満たしていることは十分分かりますが、圧迫感については出来たら配慮願いたいという意見です。今まで、子どもがこういった現状で行き来している。それがあつた日突然3mくらいの擁壁が出来ると、圧迫感を感じるのは否めないと思います。その辺のところは、この審議会に掛けられた以上は意見として申し上げます。出来るならば、若干でも擁壁に勾配を付ければ、直立よりは圧迫感が違うと思います。建物との間に管理用道路が付くということで若干のスペースがあるので、可能であれば検討してほしいという意見を申し伝えます。</p>
事務局	<p>1点付け加えさせていただくと、L型擁壁ですが全線に渡つてある訳ではなくて、平面図で言えば幼稚園の建物東側のあたりで擁壁が低くなつて、そこから西側については道路上から立ち上がる擁壁は無くなります。造成地盤が低くなるので、全線に渡つてこのような擁壁があるわけではないことを申し上げます。</p>
委 員	<p>その辺は分かっています。当然坂ですので。一部でしょうけど距離的には相当と思われまふ。その辺意見として申し上げておきます。一般論としてそのようなことも考えられるので、出来れば配慮していただければよいかなという気持ちです。</p>
会 長	<p>他にご意見・ご質問はありますか。</p>
委 員	<p>新旧対照図の黄色の部分（削除する箇所）が、右側は交差点までありますが、左側はなぜ途中で切れているのですか。</p>
事務局	<p>変更区域の左側の切れている箇所まで幼稚園整備の開発区域です。そこから西側は現状の道路法面が残りますので、変更はありません。</p>
会 長	<p>委員よろしいでしょうか。必要な面積がこれだけだという理解でよいですね。他に有りませんか。よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(宜しいとの発言あり)</p>
会 長	<p>それでは、意見もご質問も頂戴しましたが、このことについては今後の進行のなかで、事務局で十分ご配慮いただいきたいと思っています。本日の本題の議事の案件については十分な検討がなされたうえで、大きなところのご異議が無いということで、市長に答申してよろしいでしょうか。</p>

委 員	(宜しいとの発言あり)
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、ご意見も深く踏まえたうえで答申したいと思います。最終的には岡山県でご決定いただくということですので、我々の審議会としては市長に対しての答申ということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。議案については審議いただきました1件で終了です。</p> <p>本日の議事は全て終了しました。</p> <p>これをもちまして本日の審議を終わらせていただきます。</p>